

F A X 送 信 連 絡 票

送信日時 H17. 6. 21

送信先	土地対策室
	様
TEL:	FAX:

送信元	
	TEL: 0557-82-9186 FAX: 0557-82-9110

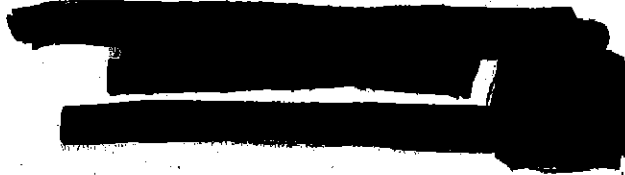
件名	都計法80条・宅造法18条に関する確認計画書について
送信枚数	A4: 5枚 B5: 5枚 計: 10枚 (本票を含みません)

【メモ】	
<p>ご存知のとおり、14年度に上記を求めており、先日、現地の確認をするための計画書を預かりました。補足すると以下のようです。</p>	
<p>1 草木等は、これから埋まるところの今生えているものを処分業者に依頼する。</p>	
<p>2 3m巾の段とは、別添平面②、地山に近いところを狙っている。根っこも探せる。</p>	
<p>3、4 先方は、勘違いしている模様。上記では、擁壁底面の地耐力確認を求めた。</p>	
<p>5 別紙平面①の3つの●印は、既に擁壁の鉄筋状況を確認。</p>	
<p>このように、求めたものと食い違いがあるので、是正してもらう必要があると考えています。当方が困っているのは、掘ってわかるものはいいとして、段切りをしてあったか否かを確認するにはどう判断するかです。定量的な判定方法はないのでしょうか。</p>	
<p>以上、この計画を見て気が付いたところがありましたら、ご指導お願いします。</p>	

熱海土木事務所所長 殿

熱土第62-2号開発許可
熱海市伊豆山造成開発工事確認計画書

平成 17 年 6 月 17 日



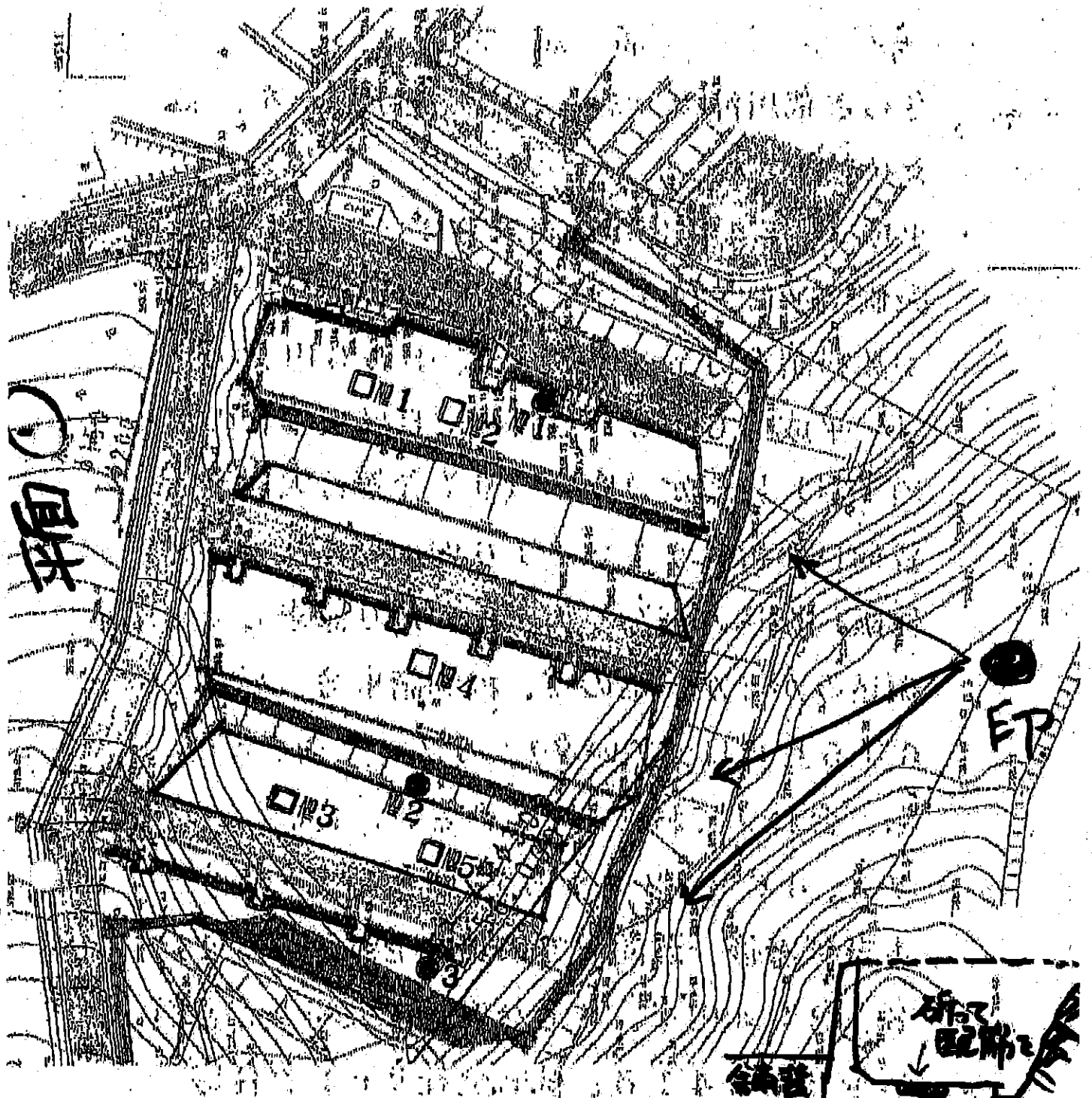
① 現在までの工事の施工に関する確認要項

1. A・B地区の雑草、樹木、根等は所定の場所に蓄積し処理する。
2. 段切り及び落差段設置状況は、特にB地区を重点に行う。
段巾は、最小限3.0mである事。
3. 擁壁裏埋戻し転圧は、0.3m層転圧（ランマー使用）
4. 擁壁裏埋立盛土の地耐力は、平板載荷試験を以って確認する。
5. 擁壁構造状況、壁高、基礎コンクリート裏込材は各段2ヶ所。
配筋状況は、1段壁、3段壁の1ヶ所を研り鉄筋を露出して確認する。

② 区域内に存在する物件

ガラス破損屑等の処理方法は、認知された所定の場所に移設する。

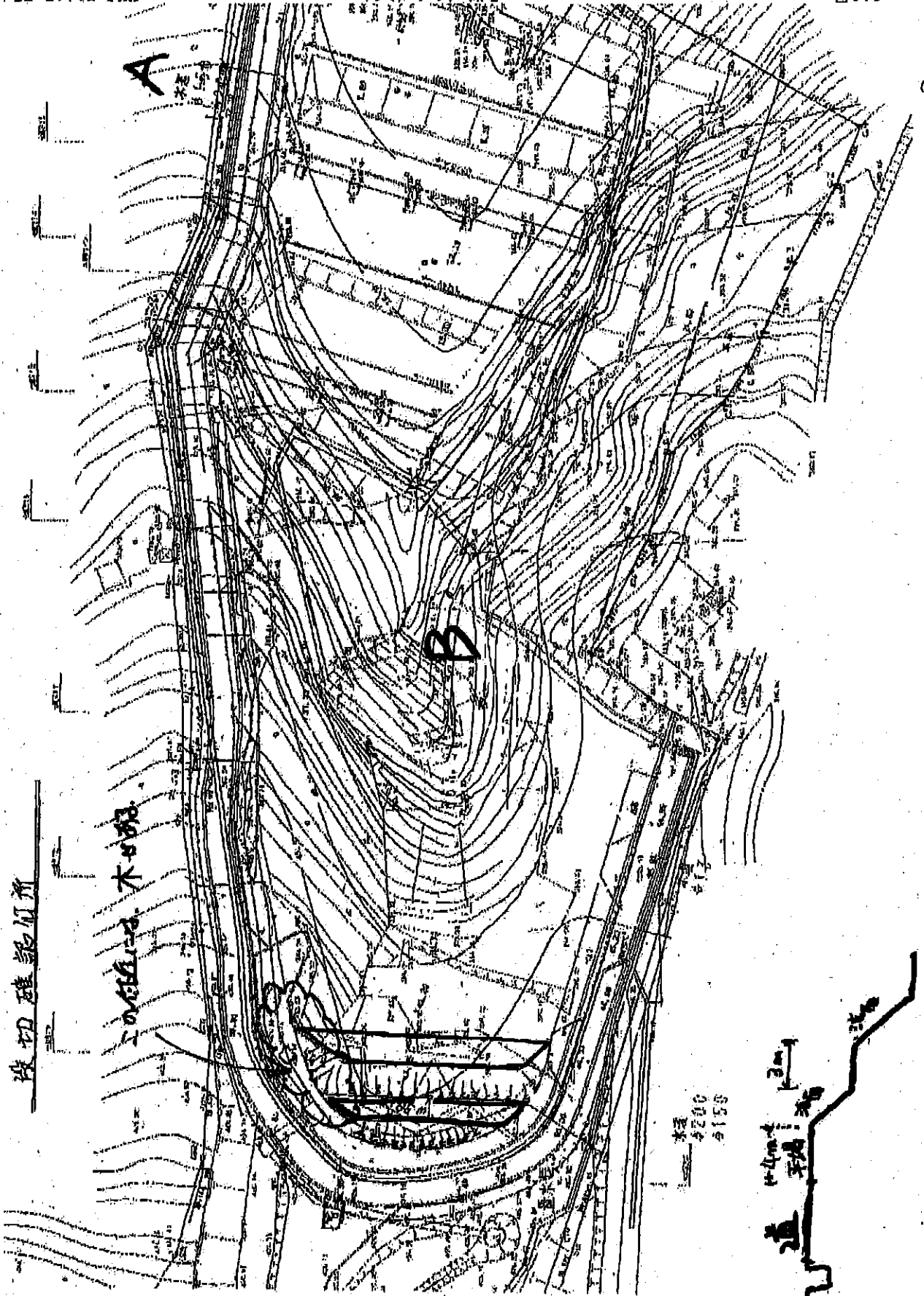
不法投棄物の処理は、熱海市と協議又民間業者に依頼処理する。



- 鉄筋、裏込材確認箇所
- 平板載荷試験



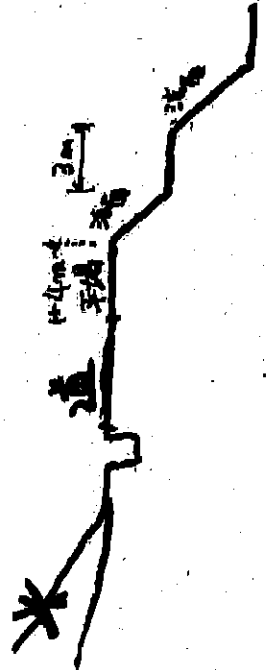
平面②



改切 破断 断面

木立

0.51m
0.02m
1m



+

2